

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等 に係る共済事業に関する法律施行規程案（概要）

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規程案（概要）

I 制定の趣旨

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号。以下「法」という。）及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の施行に伴い、法または規則により告示に委任された事項等について定めるもの。

II 告示案の概要

1. 健全性基準関係 ※少額短期保険業者及び消費生活協同組合と同様の内容を規定

（1）共済金等の支払余力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（法第31条関係）

共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率が200%以上であることとする。

法第31条第1号に掲げる額（支払余力）／（法第31条第2号に掲げる額（リスク相当額）×1／2）

（2）基金、準備金等の計算（規則第52条関係）

①共済団体が有するその他有価証券について、貸借対照表計上額の合計額と帳簿価格の合計額の差額に厚生労働大臣が定める率を乗じた額を支払余力に算入することとされているところ、当該率を100分の99（ただし、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価格の合計額を下回る場合は100分の100）とする。

②共済団体が有する土地について、土地の時価と帳簿価格の差額に厚生労働大臣が定める率を乗じた額を支払余力に算入することとされているところ、当該率を100分の85（ただし、土地の時価が帳簿価格を下回る場合は100分の100）とする。

③規則第52条第1項第1号～第6号に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものを支払余力に算入することとされているところ、税効果相当額等とする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規程案（概要）

（3）各リスクの計算（規則第53条関係）

①共済リスク相当額を、次に掲げる額の合計額とする

イ 一般共済リスク相当額として、共済の種類ごとのリスク対象金額にそれぞれ一定率を乗じて得られる額を基礎として計算した額

□ 巨大災害リスク相当額として、地震災害リスク相当額と風水災害リスク相当額のいずれか大きい額

②資産運用リスク相当額について、次に掲げる額とする。

イ 価格変動リスク相当額として、リスク対象資産（国債等及び不動産）の額にリスク対象資産の種類ごとの一定率を乗じた額の合計額

□ 信用リスク相当額として、リスク対象資産（債券及び預貯金）の額にリスク対象資産のランクごとの一定率を乗じた額の合計額

ハ 子会社等リスク相当額として、法人の分類ごとにリスク対象資産（株式及び貸付金）の額にリスク対象資産の区分ごとの一定率を乗じた額の合計額

ニ 上記②イ～ハのリスクに準ずるものに対応する額として、再共済リスク相当額等の合計額

③経営管理リスク相当額を、共済リスク相当額と資産運用リスク相当額の合計額に對象共済団体の区分ごとの一定率を乗じた額とする。

（4）リスクの合計額（規則第53条関係）

リスク相当額を、一般共済リスク相当額、資産運用リスク相当額、経営管理リスク相当額及び巨大災害リスク相当額を基礎として、下記の算式により計算した額とする。

$$\text{リスク相当額} = \sqrt{\text{一般共済リスク相当額}^2 + \text{資産運用リスク相当額}^2 + \text{経営管理リスク相当額}^2 + \text{巨大災害リスク相当額}^2}$$

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規程案（概要）

（5）共済団体の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令関係（規則第55条関係）

貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から価格変動準備金の額等を控除した金額とする。

※共済団体が第三区分（支払余力比率が0%未満）に該当しても、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が下線部の金額を上回る場合等には第二区分（支払余力比率が0%以上100%未満）に係る命令（共済金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行等）を含むものとされ、第三区分以外に該当しても、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が下線部の金額を下回る場合等には第三区分に係る命令（期限を付した業務の全部又は一部の停止）を含むものとされている。

2. 共済募集関係

※保険会社と同様の内容を規定

（1）銀行等共済募集制限先に該当しないもの（規則第75条関係）

銀行等共済募集制限先に該当しない法人を、国、地方公共団体及び日本銀行等とする。

（2）特例銀行等が講すべき措置（規則第75条関係）

規則第75条第1項第6号に規定する特例銀行等が共済募集を行う際の措置を、次のいずれかとする。

- ①使用者のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、事業者の関係者を共済契約者等とする共済契約の締結の代理又は媒介を行わないことを確保するための措置
- ②使用者のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、事業者の関係者を共済契約者又は被共済者とする共済契約の締結の代理又は媒介を行った場合、当該業務が共済募集に係る法令等に適合するものであったことを確認する者を本店等に配置する措置

※規則第75条第1項第6号において、弊害防止措置として、銀行等が事業資金の融資業務を担当する者が共済募集を行わないことを確保するための措置を講じていることを規定しているが、当該銀行等が特例銀行等である場合にあっては、当該措置に代わる措置を厚生労働大臣が定めることとされている。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規程案（概要）

（3）特例銀行等（規則第72条関係）

特例銀行等は、地方銀行、信用金庫、信用協同組合等とする。

※特例銀行等とは、営業地域が特定の都道府県に限られているものとして厚生労働大臣が定める銀行等であって一定の要件を満たすものとされている。

（4）特例銀行等が募集を行うことができる共済契約及び金額（規則第72条関係）

特例銀行等が共済募集を行うことができる共済契約及び金額は次のとおりとする。

①疾病診断又は要介護を共済事故とする共済契約

当該共済事故のうちの一の共済事故の発生につき100万円

②人が入院したことを共済事故とする共済契約

次の区分に応じ、入院1日につき定める金額

　イ 入院が特定の疾病の治療のための入院に限られる共済契約：1万円

　□ イ以外の共済契約：5千円

③人が手術その他の治療を受けたことを共済事故とする共済契約

次の区分に応じ、一の共済事故につき定める金額

　イ 手術その他の治療の目的が特定の疾病の治療に限られる共済契約：40万円

　□ イ以外の共済契約：20万円

④疾病診断又は要介護を共済事故とし、かつ、その後の共済規程所定の時期における被共済者の生存を共済事故とする共済契約

III 適用期日

この告示は、法の施行の日（令和5年6月1日）から適用する。